

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	山形県鶴岡市

鶴岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山形県鶴岡市農林水産部農政課
所在地 山形県鶴岡市馬場町9番25号
電話番号 0235-25-2111
FAX番号 0235-25-8763
メールアドレス nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	山形県鶴岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

(単位：千円、ha)

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		金額	面積
ハシボソガラス ハシブトガラス	水稻	2,681	2.4
	メロン	5,076	0.6
	果樹	864	0.3
	豆類	105	1.6
	野菜、その他	2,904	1.1
	小計	11,631	6.0
カルガモ	水稻	832	0.9
	小計	832	0.9
ニホンザル	水稻	583	0.5
	果樹	2,596	1.6
	豆類	140	0.9
	野菜、その他	8,715	3.1
小計	12,035	6.1	
ツキノワグマ	果樹	582	0.5
	野菜	95	0.1
	小計	677	0.6
ハクビシン	果樹	308	0.2
	野菜	2,393	0.9
	小計	2,701	1.2
イノシシ	水稻、蕎麦	216	0.2
	野菜	127	0.2
	小計	342	0.4
ニホンジカ		0	0.0

※平成28年度～平成30年度の平均値で算出しています。

(2) 被害の傾向

①ハシボソガラス・ハシブトガラス

カラスによる農作物被害額は、平成19年度の3,060万円をピークに減少傾向となり平成27年度からは2,000万円以下で推移しているものの、本市ではニホンザルに次いで被害額が大きい鳥獣となっている。

近年、砂丘畑のメロン被害は減少傾向にあるが、被害割合としては、依然としてメロン、水稻が大半を占めている。

②カルガモ

カルガモの被害を受けている農作物は水稻のみで、田植え後の抜き取りや踏み倒し等の被害が発生している。被害規模はカラスやニホンザルと比較すると小さいものに留まっている。

③ニホンザル

中山間地域を中心に、市全域で被害が発生しており、本市では被害額が最も大きい鳥獣となっている。被害作物は野菜、果樹、水稻の被害が大きい。

年度により被害規模は大きく変動しているが、これは里山の自然環境が供給する餌の量に年度ごとのばらつきがあるためと推察される。

また、音や人の気配に臆しないサルを目撃や被害も発生しており、被害を受けた農業者の生産意欲の低下に加え農業者の高齢化に伴い不耕作地が増加しており農地の荒廃化が進行している。

④ツキノワグマ

農作物の被害規模は年度により大きく異なるが、果樹を中心に農作物被害が発生している。被害額は少ないものの農作業時の人的被害が懸念されている。

また、中山間地域のみならず、郊外地や市街地周辺の民家や保育園、小・中学校周辺への出没も確認されていることから、住民や児童・生徒の安全確保も必要となっている。

⑤ハクビシン

平成21年度以降、毎年一定程度の被害が発生しており、被害規模はカラス、ニホンザルに次いで多い。農作物被害のほか、住宅等への侵入による、生活環境被害の報告が増えてきている。

⑥イノシシ

平成28年度に農作物被害が確認されて以降は、被害規模は年々増加している。さらに農作物のほかにも畦畔や農道の掘り起しなどの被害が確認されており、平成30年度には25頭が有害捕獲されている。

繁殖能力の高さや雑食性などの習性から、生息数の増加と生息範囲の拡大が予想され被害規模が今後さらに拡大することが懸念されている。

⑦ニホンジカ

農作物被害は報告されていないが、平成25年から山間地で出没が確認され、平成28年に狩猟により捕獲され、令和元年に初めて有害捕獲されている。

近年は、市街地周辺にも出没し、交通事故や住民への被害が懸念されている。目撃情報も増加している状況にあり、今後農作物被害の発生のみならず森林に甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

○ハシボソガラス・ハシブトガラス

指 標	現状値 (平成 28～30 年度平均)	目標値 (令和 4 年度)
被害面積	6.0 h a	5.4 h a
被害金額	11,631 千円	10,400 千円

○カルガモ

指 標	現状値 (平成 28～30 年度平均)	目標値 (令和 4 年度)
被害面積	0.9 h a	0.8 h a
被害金額	832 千円	700 千円

○ニホンザル

指 標	現状値 (平成 28～30 年度平均)	目標値 (令和 4 年度)
被害面積	6.1 h a	5.5 h a
被害金額	12,035 千円	10,800 千円

○ツキノワグマ

指 標	現状値 (平成 28～30 年度平均)	目標値 (令和 4 年度)
被害面積	0.6 h a	0.5 h a
被害金額	677 千円	600 千円

○ハクビシン

指 標	現状値 (平成 28～30 年度平均)	目標値 (令和 4 年度)
被害面積	1.2 h a	1.1 h a
被害金額	2,701 千円	2,400 千円

○イノシシ

指 標	現状値 (平成 28～30 年度平均)	目標値 (令和 4 年度)
被害面積	0.4 h a	0.4 h a
被害金額	342 千円	300 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	①鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の実施	捕獲の実施主体となっている猟友会会員の高齢化に伴い、緊急捕獲等の対応が困難になってきている。
防護柵の設置等に関する取組	①撃退花火によるサルの追い払い ②集落単位の地域住民による追い払い活動支援 ③電気柵、防鳥ネット、防鳥糸(テグス等)、侵入防止柵の設置 ④接近警戒システムの設置	サル・イノシシの追い払いについては、地域ぐるみで取組まないと効果が出にくい。 電気柵は正しい設置と維持管理が必要。 防鳥ネットは効果的ではあるが、設置に手間がかかる。 接近警戒システムは設置する集落の追払い体制が整っていないと効果が出にくい。

(5) 今後の取組方針

<p>①農業協同組合、猟友会、地域住民の代表、学識経験者、行政機関等の関係者で構成する「鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会」において、被害防止に向けて効果的な対策を協議するとともに、有効な手段等についての情報収集を行う。</p> <p>②同協議会において、被害の大きいサル加害群への発信機の取り付け、行動域調査、個体数調査による効果的な捕獲・追い払い活動を実施する。</p> <p>③「鶴岡市ニホンザル有害捕獲実施計画」に基づき、有害捕獲を実施する。</p> <p>④「山形県ツキノワグマ管理計画」に定める方針にもとづき、春季捕獲を含めた個体数調整のための捕獲を実施する。</p> <p>⑤「山形県イノシシ管理計画」に定める方針にもとづき、有害捕獲を実施する。</p> <p>⑥「山形県ニホンジカ管理計画」に定める方針にもとづき、有害捕獲を実施する。</p> <p>⑦誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。</p> <p>⑧農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により、サル・イノシシが近づきにくい農地環境づくりを推進する。</p> <p>⑨電気柵、防鳥ネット、侵入防止柵等の設置や、集落単位の地域住民が自ら行う被害対策（追払い隊の結成等）の実施を推進する。</p> <p>⑩狩猟免許取得経費の助成を行う等、猟友会の会員数増加が図られるよう支援を行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山形県猟友会鶴岡支部	市内各地域（温海地域を除く）からの依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲活動を行う。 鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会からの依頼に基づき、カラス・ニホンザル・イノシシ・ニホンジカの有害捕獲活動を行う。
山形県猟友会温海支部	温海地域からの依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲活動を行う。 鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会からの依頼に基づき、ニホンザル・イノシシ・ニホンジカの有害捕獲活動を行う。
鶴岡市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲及び個体数調整に伴うクマの捕獲並びにニホンザル・イノシシ・ニホンジカの有害捕獲活動を行う。 なお捕獲従事者については、山形県猟友会鶴岡支部、温海支部の猟友会会員の中から任命する。 対象鳥獣の捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員がイノシシ・ニホンジカの大型鳥獣を捕獲する場合には、ライフル銃を所持して実施する必要がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ハシボソガラス ハシブトガラス カルガモ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲活動の実施。 ・捕獲用おり、捕獲用わなを活用した捕獲活動の実施。 ・カラス被害多発地域での箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ハクビシンについては、農業者、民間の駆除業者などからも協力を得て捕獲を実施する。 ・狩猟免許取得経費の助成を行い、鳥獣を捕獲する担い手の確保を図る。
3	同上	同上
4	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①カラス、カルガモは、近年の有害鳥獣捕獲許可実績を基に、ニホンザルは、山形県ニホンザル管理計画に基づく市ニホンザル有害捕獲事業実施計画において設定する。

なお、カラスの箱わなによる捕獲数については、鶴岡市街地周辺の生息状況調査や西郷砂丘地区等の農作物被害状況を考慮に入れて検討し設定する。

②ツキノワグマは山形県ツキノワグマ管理計画に基づき適切に捕獲を行い、その頭数は山形県が設定する捕獲頭数上限の範囲内とする。

③イノシシ、ニホンジカについては、山形県イノシシ管理計画、山形県ニホンジカ管理計画に基づき適切に捕獲を行う。

なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。④ハクビシンについては、正確な生息数の把握は困難であるが市全域で被害が発生している。山形県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、農業者による農作物被害防止のための有害捕獲が促進されることから、被害の軽減目標を達成できるよう捕獲数を確保し積極的に捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ハシボソガラス ハシブトガラス	1,500羽	1,500羽	1,500羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
ニホンザル	鶴岡市ニホンザル 有害捕獲事業実施計 画に基づき適切に捕 獲を行う。	同左	同左
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ 管理計画に基づき適 切に捕獲を行う。	同左	同左
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容

①ハシボソガラス・ハシブトガラス

銃器による捕獲のほか、特に被害の多い西郷地域においては、メロン等の栽培時期に合わせて、銃器による追い払いや箱ワナによる捕獲を実施する。

また、生活環境被害防止のため、市街地等において箱ワナによる捕獲を実施する。

②カルガモ

田植え後の抜き取りや踏み倒し等の被害が発生する5月～6月にかけて銃器により加害個体の捕獲を実施する。③ニホンザル

③ニホンザル

市ニホンザル有害捕獲事業実施計画に基づき、銃器や箱わなにより有害捕獲を実施する。箱わなで捕獲した一部のニホンザルについては、生態生息域調査及び接近警戒システムの運用のため、発信機を取り付け放獣する。

④ツキノワグマ

山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数調整のため、4月～5月中旬頃までは、周囲の見通しが利き安全確保が図られる場合に限り、銃器による春季捕獲を行う。また、人的被害や農作物被害がある場合、箱わなにより捕獲を行う。

⑤ハクビシン

被害が発生する時期にわなにより加害個体の捕獲を実施する。

⑥イノシシ

山形県イノシシ管理計画に基づき、銃器、箱わな、くくりわなによる有害捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。

⑦ニホンジカ

山形県ニホンジカ管理計画に基づき、銃器、箱わなによる有害捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は散弾銃に比べて、弾道距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動する鳥獣の捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。また、鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃を用いて捕獲を実施する場合、見通しがきき山などのバックヤードがある場所での捕獲が望ましいことから、適切な時期と場所、周囲への安全対策などに十分考慮して捕獲を実施する。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

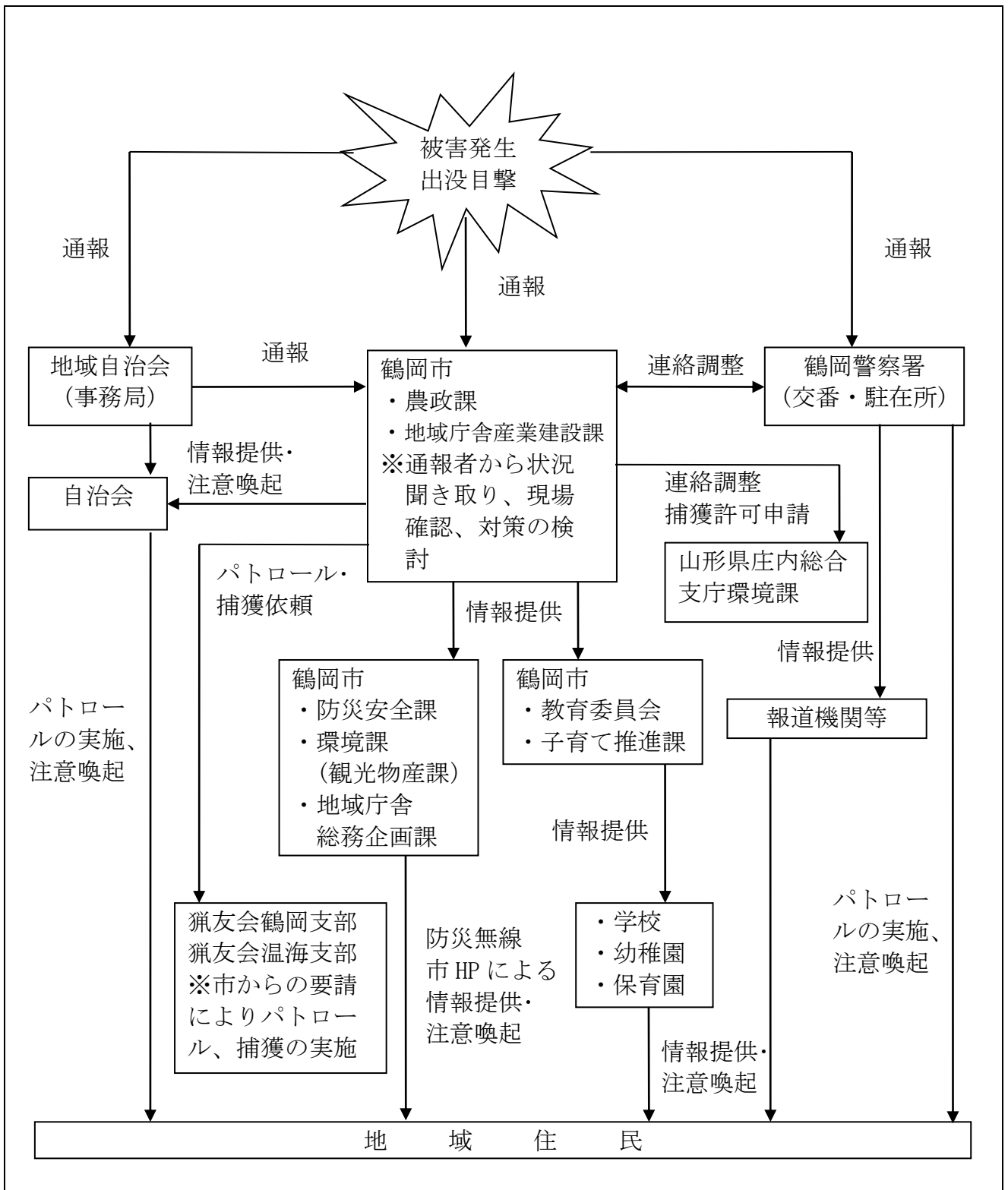
年度	対象鳥獣	取組内容
2	ハシボソガラス ハシブトガラス カルガモ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンジカ	①農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
3		②荒廃した里山の整備を推進し、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
4		③サルに発信機を取り付け、接近警戒システムの運用を図るとともに、撃退花火を活用した追い払い活動を実施する。 また、GPS 発信機を用いた行動域調査による効果的な捕獲活動を実施する。
		④電気柵、防鳥ネット、侵入防止柵等の設置に対する助成、集落単位の地域住民が自ら行う被害対策（追払い隊の結成等）に対する助成を実施する。
		⑤誘引要因となる柿等の放任果樹の伐採・除去の取組みについて支援する。
		⑥誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
鶴岡警察署	被害情報の収集、住民への注意喚起
山形県猟友会鶴岡支部	被害対策の検討・実施
山形県猟友会温海支部	被害対策の検討・実施
地域自治会	被害情報の収集・提供、注意喚起
山形県庄内総合支庁	被害対策の調査・検討
鶴岡市	被害情報の収集・調査、被害対策の検討、関係機関との連絡調整、住民への注意喚起等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
鶴岡市農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
庄内たがわ農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
山形県猟友会鶴岡支部	被害対策の調査、検討、実施
山形県猟友会温海支部	被害対策の調査、検討、実施
大鳥タキタロウ村組合（予定）	食肉処理加工施設の管理・運営
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
学識経験者	被害対策アドバイス等
技術指導者(山形県庄内総合支庁農業技術普及課)	被害対策アドバイス等
山形県庄内総合支庁	被害対策アドバイス等
鶴岡市	連絡調整等、協議会の総括

※図－1 鳥獣被害防止体制図参照

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
該当なし	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鶴岡市鳥獣被害防止対策実施隊の設置（平成26年10月1日設立） 実施隊員は、市職員及び山形県猟友会鶴岡支部会員・温海支部会員等より選出する。 民間隊員は、市の特別職の非常勤職員として委嘱する。</p> <p>活動内容 鳥獣の捕獲及び追い払いに関すること 農地、山間部等の巡回に関すること 農作物の被害状況、鳥獣の出没等の調査に関すること その他被害防止施策の実施に関すること</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>各地域地区班による現行の捕獲体制を継続し、各有害鳥獣の捕獲及びニホンザルの追い払い活動の組織化・体制強化を図る。</p>

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、現地埋設を基本とし、焼却場で受け入れ可能な小動物などについては焼却処分とする。

また、可能な限り食肉処理加工施設へ搬入し、地域資源として有効活用を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉処理加工施設を整備し、捕獲した対象鳥獣を食品としての利用により、地域資源として有効活用を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町や関係機関と連携を図っていく。

射撃場施設の利用を促進し、野生鳥獣の被害対策に欠かすことのできない実施隊員の捕獲技術の向上を図るとともに被害防止体制の確立を目指す。

有害捕獲に際しては、野生鳥獣の保護管理を図ることに配慮する。

図－1 鳥獣被害防止体制図

